
AMT/NEWSLETTER

Corporate

2026年6月2日

会社法改正の最新動向

—法制審議会会社法制部会第8回 議事詳細—

弁護士 坂本 佳隆 / 弁護士 佐賀 洋之 / 弁護士 佐々木 萌

Contents

I. 第8回会議の概要

1. 議事の概要
2. 部会資料の概要
3. 参考資料の概要

II. 第7回会議の積み残し事項:書面交付請求制度見直しに関する規律

III. 「会議体」としての株主総会に関する規律の見直し

1. 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化
2. 書面決議制度
3. キャッシュ・アウトの手続

IV. 株主提案権に関する規律の見直し

1. 株主提案権の行使要件
2. 株主提案権の行使期限の前倒しの可否
3. 業務執行事項に係る定款変更に関する議案提出の制限

V. その他の見直し

1. 調査者制度(会社法316条2項)の見直し
2. 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任申立権者に取締役等を加えることの可否

VI. 次回以降の会議の見通し

I. 第 8 回会議の概要

1. 議事の概要

本部会の第 8 回会議は、2025 年 11 月 19 日に開催された¹。

まず、事務局から部会資料や参考資料について説明がされた後、フリーディスカッションの形式により、本部会での検討事項に関する意見交換が行われた。

第 8 回会議のテーマは、①書面交付請求制度の見直し(第 7 回会議の積み残し)、②「会議体」としての株主総会に関する規律の見直し、③株主提案に関する規律の見直し、④その他に関する事項について、従前の議論を踏まえて論点ごとにより深い検討(いわゆる「二読」)を行うことであった²。

2. 部会資料の概要

公開された「部会資料 8」は、「株主総会の在り方に関する規律の見直しに関する論点の検討(二読)(2)」と題して、上記 1. の②から④のテーマにつき、関連する各種論点について問題提起した上で、補足説明を加える構成となっている。各論点に関する部会資料の記載内容は、以下の個別論点における記載を参照されたい。

3. 参考資料の概要

第 8 回会議には参考資料 20 および 21 の 2 つが提出された。

「参考資料 20」では、株主提案権の行使期限に関する実態調査の結果概要がまとめられており、上記 1. の③の議論に関連する社会事実を示すものである。

「参考資料 21」では、事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化についての指摘、書面決議に関する意見、キャッシュ・アウトの手続に関する意見、株主提案権に関する意見、会社法 316 条 2 項に規定する調査者制度に関する意見についてそれぞれ記載されており、上記 1. の②から④のテーマに関する各方面からの意見を示すものである。

II. 第 7 回会議の積み残し事項:書面交付請求制度見直しに関する規律

第 8 回会議では、「部会資料 7」で提案された株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項の規律の概要に関し、第 7 回会議に引き続き意見交換がなされた³。

¹ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00315.html (2026 年 5 月 25 日最終閲覧)

² これらの検討事項は、第 3 回会議および第 4 回会議でいわゆる「一読」として審議された。

第 3 回会議

議事概要:https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/250717003.pdf

議事詳細:https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/251022.pdf

第 4 回会議

議事概要:https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/250827002.pdf

議事詳細:https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/251212.pdf

³ 第 7 回会議の内容は以下の各記事を参照されたい。

議事概要:https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/251217.pdf

議事詳細:https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/260403.pdf

具体的には、第 8 回会議では、第 7 回会議と同様、書面交付請求制度および書面による議決権の行使に関する改正案について、第 7 回会議で提示されたそれぞれの論点に関する A 案と B 案の双方⁴をパブリック・コメントに記載し、公の意見を募ることを支持する意見がみられたほか、株主総会の招集の電磁的方法による通知(株主の承諾を得て、株主名簿に株主の電子メールアドレス等を記載・記録できる仕組み等)について賛成意見が見られた。これらに関し、併せて以下のような指摘がなされた。

- ◆ デジタルデバイドの株主にも配慮し、原則電子化を進めつつ、紙媒体は会社の実務負担を考慮しても無理のない範囲で当該デジタルデバイドの株主に資料アクセスの機会を確保する程度のレベル感で検討を進めていただきたい(青委員)。
- ◆ メールアドレスの登録制度を導入する際に、位置づけや方針を十分に考えた上で、丁寧に周知していただきたい(藤田委員、青委員)。

III. 「会議体」としての株主総会に関する規律の見直し

第 8 回会議では、第 4 回会議の議論を踏まえて、①事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度(事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化)、②書面決議制度の要件、③キャッシュ・アウトの要件の要件に関して、各検討事項について叩き台となる規律が提案され、各検討事項の規律に関して意見交換がなされた。

1. 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化

第 8 回会議では、事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化に関して表 1 記載の案が提示され、各案について概要下記のとおり意見交換が行われた。

(表 1)「部会資料 8」に記載された事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化に関する規律

	【A 案】	【B 案】
内容	<p>(1) 株式会社は、株主総会を招集する場合には、「会社法 298 条 1 項 3 号または 4 号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使により、当該議案について議決権を行使することができるすべての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たしたときは、事前の議決権の行使の期限を経過した時に当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす旨を定めることができる」旨を定款で定めることができる。</p> <p>(2) 株主総会の招集の決定時に定めるべき事項として、「会社法 298 条 1 項 3 号または 4 号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案に</p>	<p>株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使の期限までに、事前の議決権の行使により、当該議案について議決権を行使することができるすべての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たした場合には、株主総会の決議の方法が法令または定款に違反したことは株主総会の決議取消事由とならないものとする。</p>

⁴ 詳細は第 7 回会議に係る記事を参照されたい。

	<p>ついて、(1)の規定による定款の定めに従い株主総会の決議があったものとみなすときは、その旨」を加える。</p> <p>(3) 取締役は、(1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、その旨を株主総会に報告する。</p>	
概要	<p>事前の議決権の行使がされた結果、株主総会の決議の要件を満たす場合には、株主総会の決議取消事由を限定するという方向性に基づき、株主総会の決議があったものとみなされた場合であっても、株主総会は開催しなければならないものとし、当該株主総会において、株主の質問に対する説明、報告事項の報告、株主総会の決議があったものとみなされた旨の報告等をする制度としている。</p>	<p>事前の議決権の行使がされた結果、株主総会の決議の要件を満たす場合には、株主総会の決議取消事由を限定するという方向性に基づき、上記提案がなされた。</p>

意見交換では、表 1 記載の提案のうち、A 案を支持する意見が多くみられ(仁分委員、内田委員、豊田委員、田中委員、藤井委員、石井委員、藤田委員、松中幹事、松尾幹事、行岡幹事)、その上で、A 案を支持する意見のなかでも、定款に定めることは必須であるとする意見が多くみられた(久保田委員、北村委員、内田委員、藤田委員、鮫島幹事、松尾幹事)。他方で、A 案に関しても要改善点に関する指摘がなされたほか、B 案を支持する意見、C 案としての提案を行う意見等、概要以下の指摘を含む活発な討議がなされた。

- ◆ A 案については株主が追加的な議案の動議をすることが必ずしも排除されなくなってしまうので、A 案の趣旨からすると会社法 304 条の適用を排除するといった形の規定が必要と考えている。また、株主が当日議案に反対したとすれば決議の結果が変わり得るからという理由で A 案および B 案のルール適用が排除されてしまうのは適切ではないので、総会に出席した株主に対し、事前の議決権行使を変えようという意思ではないということを何らかの形で表明させるといったルールを作る必要がある(田中委員、北村委員)。
- ◆ 投資家の意見を踏まえると、質疑が形骸化しないよう、会社と株主の間のコミュニケーションが行われるだけにとどまらず、緊張感を持って質問権、説明義務を明確化して、企業価値向上につなげていくような追加的な措置があるとよいのではないかと考える。たとえば、ウェブ等による事前の議案説明と株主からの質問、それに対する会社からの回答といったプロセスを経て事前の議決権行使をするという仕組みが導入できれば、現状のプラクティスとの関係上、議論の実効性確保の観点から改善につながり、A 案の意義が増す(臼井委員)。
- ◆ 海外投資機関家の意見⁵からすると、B 案の方が適切である(小長谷幹事)。
- ◆ 事前の議決権行使による決議確定制度を導入することには賛成だが、C 案⁶として、議長の宣言による株主総会

⁵ 大まかには、総会は単なる決議のみの場ではなく、株主からの質問や、それに対する経営陣の回答といった議論が行われることに意味があって、特に少数株主にとっては、たとえ自らの議決権行使のおよりの結果にならなくても重要な意味のある場であるとか、あるいは議決権行使に当たっては単なる賛成、反対の 2 択ではなく、総会において経営陣の説明や質疑を経た上での条件付き賛成とする場合もあるため、総会は開催される必要があるという意見を指すものとして使用されている。

⁶ C 案の要件は、事前の議決権行使により当該議案について議決権行使することができるすべての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たし(ここまでは A 案と同じである。)、かつ、株主総会開始時の出席者による議決権行使によっても株主総会の決議の結果が変わらないことが確認できた場合において、株主総会の議長がその旨を宣言したときは、当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなすという規定を置いて、議長が株主総会の冒頭に決議の成立を宣言できるようにするというものである。

の決議の成立という案を中間試案に記載すべき。当該 C 案は、定款変更を必要とせずに現状の株主総会を合理化しより活発なものに機能させることにつながるものであり、社会効率的にもきわめて意義があると考え(森委員、齋藤委員)。

- ◆ 現状の議論状況を踏まえると案として「変更しない」という案も中間試案で入れるべき(矢野幹事)。
- ◆ 否決決議についても事前に確定するという扱いも検討すべき(藤井委員、藤田委員、松中幹事)。

2. 書面決議制度

第 8 回会議では、書面決議制度に関して表 2 記載の案が提示された。

(表 2)「部会資料 8」記載の書面決議制度に関する規律

取締役または株主が株主総会の目的である事項についての提案を株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)に対して通知した場合において、次の(1)および(2)のいずれにも該当するときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。ただし、当該通知を発した日から 1 週間以内に異議を述べた株主があるときは、この限りでない。

- (1) 当該提案につき総株主(当該事項について議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の 10 分の 9(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を有する株主が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたこと。
- (2) (1)の意思表示をした株主が株主総会において当該提案に係る決議に賛成したとすれば株主総会の決議の要件を満たすこと。

意見交換では、表 2 記載の案で見直しを行い、パブリック・コメントに付すことに肯定的な意見が多くみられた一方、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 一人でも異議を述べた場合に成立しないとするのは意思決定の重大な阻害要因となるので、一定の割合(例として 5%以上の株主が異議を述べた場合)に限定することも一案である(仁分委員、鮫島幹事)。
- ◆ 本制度の見直しは、所在不明株主の問題点を踏まえて現行の会社法 319 条 1 項の要件を若干緩和することが本来の趣旨であるので、一人でも株主が異議を述べれば書面決議は成立しないことに異存はなく、定款の定めも不要である(久保田委員、北村委員、矢野幹事)。
- ◆ みなし決議のタイミングは、10 分の 9 以上の同意の意思表示があった時点とすると合理的であると考え(石井委員、鮫島幹事)とする意見があった一方で、株主の異議申述期間である提案の通知の発信日から 1 週間が経過した時点で株主総会の決議があったものとみなされるとする方が望ましいと考える意見も存在した(久保田委員、北村委員、松中幹事)。

また、意見交換では、社債権者集会に関しても、書面決議制度に関する表 2 記載の規律と同様の見直しを行うことに肯定的な意見が多くみられ、そのなかでも以下のような意見が付された。

- ◆ 社債権者集会は株主総会以上に会議体という形をとる意義が乏しく、単なる意思決定の仕組みとして純化するという考え方になじみやすいため、多数決による書面決議の制度を正面から導入することも検討に値する(藤田委員、行岡幹事)。なお、仮に社債権者集会に多数決による書面決議の制度を導入する場合には、法律上当然に適用するのか、社債要項の定め委ねるのかという問題が生じると考えられる(行岡幹事)。
- ◆ 社債権者集会自体はそれほど頻繁に開催されるものではないことおよびウェブ併用等もできるという現状があるので、株主総会以上に導入のインセンティブは低い(矢野幹事)。

3. キャッシュ・アウトの手続

第8回会議では、第4回会議の議論状況を踏まえて、①「特別支配株主」に該当する者として、総株主の議決権の10分の9以上を有している者に加え、金融商品取引法27条の2第6項に規定する公開買付けにより総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった者を含めることの可否および②「特別支配株主」について、複数の株主の議決権を合算して議決権保有割合を算定できる旨の見直しを行わないことの可否が検討対象とされた。

上記①に関して、意見交換では、当該要件緩和案に賛成する意見(仁分委員)や慎重に検討すべきとする意見(白井委員)の双方がみられた一方で、マジョリティ・オブ・マイノリティ要件⁷(以下「MOM 要件」という。)を満たした公開買付けが前置される場合に限り特別支配株主になるために必要な議決権保有割合の閾値の引下げをする案を別案として提案する意見が多くみられた(久保田委員、内田委員、田中委員、青委員、白井幹事、松中幹事、小長谷幹事、加藤幹事)。その他意見交換でみられた意見には概要以下のとおりである。

- ◆ 適用範囲を上場会社に限定した方が明確かつ簡便である(鮫島幹事)。
- ◆ キャッシュ・アウト手続に関しては、対価の適切性の保障を規定上で要件化できるのかどうか問題であり、仮に要件化できるのであれば、迅速な実現を図るという観点で一定の場合に株主総会の省略を認める制度として検討していくのが合理的である(齋藤委員)。
- ◆ 「部会資料 8」で指摘される強圧性は、総会決議の要否にかかわらず、買収が2段階になっていること自体から生じている強圧性である。そのため、あくまでも強圧性が排除されるというよりも低減されることにとどまると考えており、株主総会における審議の場が確保されるという株主の利益との比較衡量をする必要がある。典型的に強圧性が排除されていると評価することができる公開買付けの例として、「部会資料 8」では二例⁸が示されているが、表 2 (1)の規律を設ける趣旨の文脈での強圧性とは、上記のとおり、時間的な間隔があることに由来する強圧性と理解している。上記例示は価格が異なることに由来する強圧性を低減させるための措置と考えられるので、表 2 (1)の規律を設ける趣旨に照らして異なる意味を有するものであることに留意が必要である。そのため、適用対象の原点のための要件として上記例示の2つの要件を設けることが適当かどうかという点についてはさらなる検討を要する(小長谷幹事)。
- ◆ 「部会資料 8」に記載されている公開買付け後にキャッシュ・アウトを行う際に少数株主に交付される金銭の価格が、公開買付価格に比べて不利益なものでない場合に限定するという要件は、当然に満たさなければならないと考える。これに加えて、MOM 要件をはじめ、公正担保措置を要求するか、どの措置を要求するかはこの制度の利用可能性を通じて2段階買収の利用の在り方を変える要素にもつながるので、そのようなオプションがあるかということを説明の方で整理する必要がある(藤田委員)。

上記②(「特別支配株主」について、複数の株主の議決権を合算して議決権保有割合を算定できる旨の見直しを行わないこと)に関して、意見交換では見直しを行わないことについて賛成である意見がみられ(久保田委員)、特段反対意見はみられなかった。

⁷ 一般的に、マジョリティ・オブ・マイノリティ要件とは、M&Aの実施に際し、株主総会における賛否の議決権行使や公開買付けに応募するか否かにより、当該M&Aの是非に関する株主の意思表示が行われる場合に、一般株主、すなわち買収者と重要な利害関係を共通にしない株主が保有する株式の過半数の支持を得ることを当該M&Aの成立の前提条件とし、当該前提条件をあらかじめ公表することをいう。

⁸ 「部会資料 8」には、キャッシュ・アウトを行うことを前提とする公開買付けに限定すること(公開買付届出書に、公開買付けが成立し、総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった場合には、株式等売渡請求によりキャッシュ・アウトを行うことが明記されていることなど)ことおよび公開買付け後にキャッシュ・アウトを行う際に少数株主に交付される金銭の価格が、公開買付価格に比べて不利益なものでない場合に限定することが挙げられていた。

IV. 株主提案権に関する規律の見直し

株主提案権に関する規律の見直しに関して「部会資料 8」に記載された検討項目は、①株主提案権の議決権数の要件、②株主提案権の行使期限の見直し、③業務執行事項に係る定款変更に関する議案提出の制限である。

1. 株主提案権の行使要件

第 8 回会議では、株主提案権の議決権数の要件に関して表 3 記載の案が提示され、当該案について概要下記のとおり意見交換が行われた。

(表 3)「部会資料 8」で提案された株主提案権の議決権数の要件⁹

	【A 案】	【B 案】
内容	議決権数の要件を廃止する。	「300 個」という議決権数の要件を一定の個数(例として 500 個)まで引き上げる。
根拠	上場会社か非上場会社かによって発行済み株式総数が異なり、一律に 300 個の議決権を要件とすることは不合理である。 株主提案制度が創設された昭和 56 年当時と比べて、会社と株主間のコミュニケーションの手段は豊富となっており、現在では株主提案権を当該コミュニケーションの手段と位置付けるのは難しい。	近年の投資単位の引下げの状況を踏まえて個数を再度検討する必要がある。 ※なお、投資単位の平均値のみならず、上場会社における投資単位の分布を踏まえることが重要であるという指摘も存在。

意見交換では、株主提案権の議決権数要件を廃止する A 案を支持する意見(鮫島幹事、仁分委員、森委員、藤井委員)と議決権数要件を引き上げる B 案を支持する意見(矢野幹事、北村委員、内田委員、田中委員、青委員)が拮抗しており、中間試案およびパブリック・コメントでは A 案と B 案の双方を提示すべきとする意見でおおむね一致している。また、意見交換では、表 3 A 案および B 案について以下のような指摘がなされた。

- ◆ 議決権割合要件を引き上げることも検討すべき。なお、経済界からは 6 か月の継続保有要件についても引上げを要望する声がある(鮫島幹事)。
- ◆ 議決権数要件の引上個数の設定次第では富裕層を対象とする制度と捉えられてしまうという懸念が生じるので、金額基準があった方が公平性を担保していると考えられる(矢野幹事)。
- ◆ 会社法には既に株式分割あるいは単元株式数の引下げの場合は取締役会決議で定款変更が可能という規定があるので、投資単位引下げの場合に限定して取締役会によって個数要件の引上げを認めることも考えられる(北村委員)。

2. 株主提案権の行使期限の前倒しの可否

意見交換では、第 4 回会議に引き続き、現行法と比較して株主提案権の行使期限を前倒しすべきであるとの意見が多くみられ、そのなかでも現行法と異なり、行使期限の起算日を明確性の観点から議決権行使の基準日(会社法 124 条 4

⁹ その他にも、表 3 の A 案と組み合わせ、定款の定めにより議決権数の要件を排除することができるものとする案、または表 3 の B 案と組み合わせ、定款の定めによりさらに議決権数の要件を一定の個数まで引き上げることができるものとする案も紹介された。

項)を起算日とすべきとの意見がみられた(仁分委員、久保田委員、北村委員、内田委員、藤井委員、鮫島幹事)。他方で、株主提案権の行使期限の前倒しの可否について以下のような指摘がなされた。

- ◆ 行使期限の前倒しを検討することについて異存はないが、本来は議決権行使の基準日は株主総会の開催日にできるだけ近い時期に設定することが望ましいことも踏まえると、現在の株主総会実務の見直しを行うとともに、起算日を議決権行使の基準日ではなく、会社が招集通知発送日を事前に開示した上、当該発送日から何週間か前まで株主提案権を行使することを認めるという制度にすべき(田中委員、齋藤委員)。
- ◆ 議決権行使の基準日を基準とする考え方は、現在の実務のスケジュールを是認することとなり、現在の株主総会の実務の見直しの動きを制約する効果をもたらす懸念がある。そのため、現在の実務を前提とする3月31日未日を議決権行使の基準日とする場合を固定化するような制度を回避することが望ましい(加藤幹事)。

3. 業務執行事項に係る定款変更に関する議案提出の制限

意見交換では、業務執行事項に係る定款の変更に関する議案の提出の制限について見直しをしないという意見が多みられた(久保田委員、内田委員、田中委員、藤田委員、矢野幹事)ものの、当該議案提出の制限に関する議論の目的が機動的かつ柔軟な経営判断を阻害し得るような株主提案を減らすことにある場合、株主による勧告的提案を認めることによって対応するというアプローチのほうが望ましいのではないかという意見(久保田委員、松中幹事)がみられた。

V. その他の見直し

その他の見直しに関して「部会資料 8」に記載された検討項目は、①調査者制度(会社法 316 条 2 項)の見直し、②株主総会の招集手続等に関する検査役の選任申立権者に関する事項の見直しである。

1. 調査者制度(会社法 316 条 2 項)の見直し

会社法 316 条 2 項に規定する調査者制度の見直しに関して、「部会資料 8」では、表 4 の規律が提案された。

(表 4)「部会資料 8」で提案された会社法 316 条 2 項に規定する調査者制度に関する規律の概要

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 取締役会設置会社において動議により決議をすることができる株主総会の目的である事項から、2 項調査者の選任を除外する。• 提案株主の 2 項調査者の選任に関する請求議案について、①提案の理由、②調査の目的である事項、③候補者に関する事項、④報酬の額(額が確定していない場合はその算定方法)のほか、株主の議決権の行使について参考となると認められる事項を取締役に通知することに加え、取締役(会社法 297 条 4 項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合には、当該提案株主)は株主総会の招集に際して、通知された事項を株主に通知する。• 会社法 960 条 1 項の特別背任罪の主体に 2 項調査者を加える。 |
|---|

意見交換では、表 4 記載の規律に賛成する意見(松中幹事)、当該制度を廃止もしくは会社法 358 条に統合する意見(森委員、鮫島幹事)がみられたほか、改正の方向性に関しその他の意見(森委員、藤田委員、田中委員)も出され、具体的には以下のような指摘がなされた。

- ◆ 候補者が提案株主との間に特別の利害関係があるか否かについて、より具体的にどのような事実が必要かについて示すべきである(松中幹事)。

- ◆ 「参考資料 21」に記載の理由(提案株主からの独立性・中立性が担保されていない、ノウハウ・機微技術等にもアクセスできることにより経済安全保障上の懸念がある、検査役選任の申立てにより会社に対する業務調査が実現可能等)により廃止が望ましい(森委員、鮫島幹事)。
- ◆ 表 4 記載の規律の 2 つ目の点のうち、④報酬の額を請求議案に記載することの可否および株主が候補者を提案しているときに会社に対立候補者を出すことの可否、2 項調査者を選任する場合の株主総会議の定足数を 3 分の 1 未満とすることができない旨の規定の可否についてはさらに検討が必要である(北村委員)。
- ◆ 調査者の選任の関与および会社による調査の拒絶事由の有無については、裁判所による関与があった方が望ましい(田中委員)。

2. 株主総会の招集手続等に関する検査役を選任申立権者に取締役等を加えることの可否

第 8 回会議では、検査役を選任申立権者について見直しをしないという意見(豊田委員)がみられた。もっとも、第 8 回会議では十分な議論をすることができなかった関係で、第 9 回会議の冒頭でも上記 V1. 記載の調査者制度の見直しの議論を含め、引き続き議論が行われる予定となっている。

VI. 次回以降の会議の見通し

第 9 回会議は 2025 年 12 月 24 日に開催された。第 9 回会議以降も、当面はいわゆる「二読」として、各論点に関する検討が継続することが予定されている。当該会議の議事詳細も追って配信する予定である。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 坂本 佳隆 (yoshitaka.sakamoto@amt-law.com)
弁護士 佐賀 洋之 (hiroyuki.saga@amt-law.com)
弁護士 佐々木 萌 (moe.sasaki@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

本記事(または本記事の一部)は商事法務 CODE にも掲載しています。